

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

一	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）（第一条関係）	1
二	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百十号）（第二条関係）	15
三	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百十一号）（第三条関係）	17
四	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百十二号）（第四条関係）	19
五	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）	21
	（附則第三条関係）	

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号） 抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （老齢基礎年金の額の計算に関する経過措置） 第九条（略）</p> <p>2 平成十八年七月から平成二十一年三月までの月分として支給される国民年金法による老齢基礎年金の額については、第四条の規定による改正後の国民年金法第二十七条第二号中「八分の七」とあるのは「六分の五」と、同条第三号中「八分の三」とあるのは「二分の一」と、同条第四号中「四分の三」とあるのは「三分の二」と、同条第五号中「四分の一」とあるのは「三分の一」と、同条第六号中「八分の五」とあるのは「二分の一」と、同条第七号中「八分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第八号中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。</p> <p>第十条 別に法律で定める月（以下「特定月」という。）の前月以前の期間に係る保険料免除期間を有する者であつて、第四条の規定による改正後の国民年金法第二十七条ただし書に該当するものに支給する平成二十一年四月以後の月分の国民年金法による老齢基礎年金</p>	<p>附則 （老齢基礎年金の額の計算に関する経過措置） 第九条（略）</p> <p>2 平成十八年七月から別に法律で定める月（次条第一項、附則第十条第二項第一号及び第十六条第二項において「特定月」という。）の前月までの月分として支給される国民年金法による老齢基礎年金の額については、第四条の規定による改正後の国民年金法第二十七条第二号中「八分の七」とあるのは「六分の五」と、同条第三号中「八分の三」とあるのは「二分の一」と、同条第四号中「四分の三」とあるのは「三分の二」と、同条第五号中「四分の一」とあるのは「三分の一」と、同条第六号中「八分の五」とあるのは「二分の一」と、同条第七号中「八分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第八号中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。</p> <p>第十条 特定月の前月以前の期間に係る保険料免除期間を有する者であつて、第四条の規定による改正後の国民年金法第二十七条ただし書に該当するものに支給する特定月以後の月分の国民年金法による老齢基礎年金の額については、同条ただし書（同法第二十八条第四</p>

の額については、同条ただし書（同法第二十八条第四項、附則第九条の二第四項並びに第九条の二の二第四項及び第五項並びに他の法令において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、七十八万九百円に同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

一 (略)

二 平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の七に相当する月数

三 平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相当する月数

四 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の六分の五に相当する月数

五 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得

た額については、同条ただし書（同法第二十八条第四項、附則第九条の二第四項並びに第九条の二の二第四項及び第五項並びに他の法令において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、七十八万九百円に同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

一 (略)

二 特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の七に相当する月数

三 特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相当する月数

四 特定月の前月以前の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数及び特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の六分の五に相当する月数

五 特定月の前月以前の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の二分の一に相当する月数

た月数の二分の一に相当する月数

六 平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の四分の三に相当する月数

七 平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の四分の一に相当する月数

八 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間を除く。）に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の二に相当する月数

九 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間を除く。）に係る保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の三分の一に相当する月数

十 平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の五に相当する月数

六 特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の四分の三に相当する月数

七 特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の四分の一に相当する月数

八 特定月の前月以前の期間に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の二に相当する月数

九 特定月の前月以前の期間に係る保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の三分の一に相当する月数

十 特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の五に相当する月数

十一 平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の八分の一に相当する月数

十二 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の二分の一に相当する月数

十三 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の六分の一に相当する月数

十四 平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間（国民年金法第九十条の三第一項又は附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。次号において同じ。）の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の二分の一に相当する月数

十五 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間を除く。）に係る保険料全額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間

十一 特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の八分の一に相当する月数

十二 特定月の前月以前の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の二分の一に相当する月数

十三 特定月の前月以前の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の六分の一に相当する月数

十四 特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間（国民年金法第九十条の三第一項又は附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。次号において同じ。）の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の二分の一に相当する月数

十五 特定月の前月以前の期間に係る保険料全額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数、保険料四分の三免除期間

の月数、保険料半額免除期間の月数、保険料四分の三免除期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)の三分の一に相当する月数

2 (略)

(基礎年金の国庫負担に関する経過措置)

第十三条 (略)

2 6 (略)

7 平成十九年度から別に法律で定める年度(以下「特定年度」という。)の前年度までの各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定については、同項第一号中「第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「第二十七条第三号、第五号及び第七号(平成十九年度及び平成二十年度にあつては、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第九条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第三号、第五号及び第七号)に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ(1)中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の三を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十七」とする。

月数及び特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)の三分の一に相当する月数

2 (略)

(基礎年金の国庫負担に関する経過措置)

第十三条 (略)

2 6 (略)

7 平成十九年度から別に法律で定める年度(次条第一項及び第二項、附則第十六条第一項、第三十二条第六項並びに第五十六条第二項において「特定年度」という。)の前年度までの各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第九条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ(1)中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の三を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十七」とする。

第十四条 平成二十一年度以後の各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、同号中「から第二十七条第三号、第五号及び第七号」とあるのは、「から第二十七条第三号、第五号及び第七号並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十條第一項第三号、第五号、第七号、第九号、第十一号及び第十三号」とする。

2 平成二十一年度以後の各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第二号（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる額は、当分の間、同号の規定にかかわらず、当該年度における保険料免除期間を有する者に係る国民年金法による老齢基礎年金（同法第二十七条ただし書（附則第十條第一項において適用する場合を含む。）の規定によつてその額が計算されるものに限る。）の給付に要する費用の額に、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額とする。

一 次に掲げる数を合算した数

イ 当該平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の一を乗じて得た数

ロ 当該特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の一免除期

第十四条 特定年度以後の各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「第七号」とあるのは、「第七号並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十條第一項第三号、第五号、第七号、第九号、第十一号及び第十三号」とする。

2 特定年度以後の各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第二号に掲げる額は、当分の間、同号の規定にかかわらず、当該年度における保険料免除期間を有する者に係る国民年金法による老齢基礎年金（同法第二十七条ただし書（附則第十條第一項において適用する場合を含む。）の規定によつてその額が計算されるものに限る。）の給付に要する費用の額に、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額とする。

一 次に掲げる数を合算した数

イ 当該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の一を乗じて得た数

ロ 当該特定月の前月以前の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数及び当該特

間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数並びに当該平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に十二分の一を乗じて得た数

ハ 当該平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数及び当該保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に四分の一を乗じて得た数

ニ 当該特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間を除く。）に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数並びに当該平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に六分の一を乗じて得た数

ホ 当該平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の三を乗じて得た数

ヘ 当該特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保

定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に十二分の一を乗じて得た数

ハ 当該特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数及び当該保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に四分の一を乗じて得た数

ニ 当該特定月の前月以前の期間に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に六分の一を乗じて得た数

ホ 当該特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の三を乗じて得た数

ヘ 当該特定月の前月以前の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及

除料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数並びに当該平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)に四分の一を乗じて得た額

ト 当該平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間(国民年金法第九十条の三第一項又は附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。チにおいて同じ。)の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)に二分の一を乗じて得た数

チ 当該特定月の前月以前の期間(平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間を除く。)に係る保険料全額免除期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数、当該保険料四分の三免除期間の月数並びに当該平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)に三分の一を乗じて得た数

二 (略)

3 (略)

(平成二十一年度及び平成二十二年度における基礎年金の国庫負担

ひ)当該特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)に四分の一を乗じて得た数

ト 当該特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間(国民年金法第九十条の三第一項又は附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。チにおいて同じ。)の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)に二分の一を乗じて得た数

チ 当該特定月の前月以前の期間に係る保険料全額免除期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数、当該保険料四分の三免除期間の月数及び当該特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)に三分の一を乗じて得た数

二 (略)

3 (略)

に関する経過措置の特例)

第十四条の二 国庫は、平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、当該各年度について、附則第十三条第七項及び前条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に掲げる額、前条第二項に規定する額並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる額（同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。）の合算額のほか、前条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに前条第二項に規定する額の合算額と附則第十三条第七項及び前条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに前条第二項に規定する額の合算額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額については、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第 号）第三条第一項の規定により財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとする。

第十六条 特定年度については、税制の抜本的な改革（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）附則第百四条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。）により所要の安定した財源の確保が図られる年度を定めるものとする。

2 前項の規定は、特定月について準用する。この場合において、前項中「図られる年度」とあるのは、「図られる年度のいずれかの月」と読み替えるものとする。

第十六条の二 特定年度の前年度が平成二十三年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十二年度以前の年度を除く。）の各年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、当該各年度について附則第十四条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国庫の負担とするよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、特定月の前月までの期間（平成二十三年三月以前の期間を除く。）に係る保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算においては、当該期間に係る保険料免除期間の月数について、平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間に係る保険料免除期間の月数の算定と同様に取り扱われるよう、臨時の法制上の措置を講ずるものとする。

（平成二十一年度及び平成二十二年度の厚生年金保険の基礎年金拠

第十六条 特定年度については、平成十九年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成二十一年度までの間のいずれかの年度を定めるものとする。

2 前項の規定は、特定月について準用する。この場合において、前項中「平成二十一年度までの間のいずれかの年度」とあるのは、「平成二十二年三月までの間のいずれかの月」と読み替えるものとする。

出金の国庫負担に関する経過措置の特例)

第三十二条の二 国庫は、平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられた第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額のほか、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額と前条第六項の規定により読み替えられた第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額については、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律第三条第一項の規定により財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとする。

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担割合の引上げのための措置)

第三十二条の三 特定年度の前年度が平成二十三年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで(平成二十二年度以前の年度を除く。)の各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国庫の負担とするよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

(廃止前の国民年金特別会計法及び特別会計に関する法律の適用に

(廃止前の国民年金特別会計法及び特別会計に関する法律の適用に

関する経過措置)

第五十六条 (略)

2 平成十九年度及び平成二十年度の各年度における特別会計に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

3 平成二十一年度から特定年度の前年度までの各年度における特別会計に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一百十三 条第一項	附則第十四条第一項	附則第十三条第七項及 び第十四条第一項
第一百十三 条第二項	厚生年金保険法	平成十六年国民年金等 改正法附則第三十二条 第六項において読み替 えて適用する厚生年金 保険法
第一百十四 条第一項 第一号	附則第三十四条第二項	附則第三十四条第二項 並びに平成十六年国民 年金等改正法附則第十 三条第七項及び第十四 条第一項
第一百十四 条第一項	において	及び平成十六年国民年 金等改正法附則第十三 条第七項において
第三号		条第七項において

関する経過措置)

第五十六条 (略)

2 平成十九年度から特定年度の前年度までの各年度における特別会計に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

第二百十 条第二項 第一号	附則第十四条第一項	附則第十三条第七項及 び第十四条第一項
第二百十 条第二項 第二号	における	における平成十六年国 民年金等改正法附則第 三十二条第六項におい て読み替えて適用する
4 平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度における特別会計に 関する法律の規定の適用については、前項の規定によるほか、次の 表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の下欄に掲げる字句とする。		
第十三 条第一項	並びに昭和六十年国民年金等 改正法 を除く。	、昭和六十年国民年金 等改正法 を除く。並びに平成 十六年国民年金等改正 法附則第十四条の二前 段
第十三 条第二項	第八十条第一項	第八十条第一項及び平 成十六年国民年金等改 正法附則第三十二条の 二前段
第十四 条第一項 (各号列 記以外の	及び 合計額	並びに 合計額及び平成十六年 国民年金等改正法附則 第十四条の二前段の規 定による国庫負担金の

部分に限 る。) 第二百 二十 条第二 項 第一号	並びに昭和六十年国民年金等 改正法 を 除く。) 及び昭和六十年国民年金等改 正法附則第七十九条	額の合算額 、昭和六十年国民年金 等改正法 を 除く。) 並びに平成 十六年国民年金等改正 法附則第十四条の二前 段 、昭和六十年国民年金 等改正法附則第七十九 条及び平成十六年国民 年金等改正法附則第三 十二条の二前段

◎ 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百十号） 抄  
 （第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則                      （基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）                      第八条（略）                      2～5（略）                      6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第八条の三において同じ。）の前年度までの各年度における法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。                      （平成二十一年度及び平成二十二年度の基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特例）                      第八条の二 国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定に</p>	<p>附則                      （基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）                      第八条（略）                      2～5（略）                      6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。</p>

より読み替えられた法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）に定める額のほか、政令で定めるところにより、法第九十九条第三項第二号に定める額と前条第六項の規定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号に定める額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額のうち国の負担に係るものについては、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第 号）第三条第一項の規定により財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとする。

（基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置）

第八条の三 特定年度の前年度が平成二十三年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十二年度以前の年度を除く。）の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の負担とするよう、国の負担に係るものについては臨時の法制上及び財政上の措置を講じ、これらの独立行政法人の負担に係るものについては臨時の法制上の措置を講ずるものとする。

◎ 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十一号）抄  
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則                      （基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置）</p> <p>第二条 平成十六年度における第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下この条及び次条において「新共済法」という。）第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。</p> <p>255（略）</p> <p>6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第二条の三において同じ。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。</p> <p>（平成二十一年度及び平成二十二年度の基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置の特例）</p> <p>第二条の二 国は、平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項</p>	<p>附則                      （基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置）</p> <p>第二条 平成十六年度における第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下この条において「新共済法」という。）第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。</p> <p>255（略）</p> <p>6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。</p>

の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、新共済法第三十五条第一項に規定する金額と前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額との差額に相当する金額を補助する。この場合において、当該金額については、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第 号）第三条第一項の規定により財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとする。

（基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の引上げのための措置）

第二条の三 国は、特定年度の前年度が平成二十三年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十二年度以前の年度を除く。）の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を補助するよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

◎ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）抄  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則                      （基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）                      第八条（略）                      2～5（略）                      6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第八条の三において同じ。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。</p> <p>（平成二十一年度及び平成二十二年度の基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特例）                      第八条の二 地方公共団体は、平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号に定める額のほか、第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号に定める額と前条第六項の規定により読み</p>	<p>附則                      （基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）                      第八条（略）                      2～5（略）                      6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。</p>

替えられた第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号に定める額との差額に相当する額を負担する。

(基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置)

第八条の三 特定年度の前年度が平成二十三年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十二年度以前の年度を除く。）の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条の規定の例により算定して得た差額に相当する額を地方公共団体の負担とするよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

◎ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）  
抄（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第九十四条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第二十三条第七項第二号中「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第十項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。</p> <p>附則第三十二条の二及び第三十二条の三中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。</p> <p>附則第四十三条を次のように改める。</p> <p>第四十三条 削除</p> <p>（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第九十八条の二 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第八条第六項及び第八条の二中「第九十九条第三項第二号」を「第九十九条第四項第二号」に、「附則第二十条の三第四項」を「附</p>	<p>附則</p> <p>（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第九十四条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第二十三条第七項第二号中「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第十項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。</p> <p>附則第四十三条を次のように改める。</p> <p>第四十三条 削除</p>

則第二十条の二第四項」に改める。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百一条の二 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項及び第八条の二中「第百十三条第三項第二号」を「第百十三条第四項第二号」に改める。